

平成27年度第3回富田林市都市計画審議会 議事要旨

平成28年2月24日開催

議案（富田林市決定）

・議第1号 南部大阪都市計画道路の変更（富田林市決定）について

大阪府の「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき、都市計画決定後、長期にわたり事業着手がなされていない都市計画道路について、計画の必要性、事業の実現性を再点検し、以下のとおり変更する旨、議決しました。

	計画延長（変更前）		計画延長（変更後）
五軒家金剛東線：廃止	1,590m		0m
金剛青葉丘線：一部廃止	1,690m		1,540m
川西半田線：一部廃止	2,150m		770m
(川西半田線の名称を金剛南線に変更)			

報告（富田林市決定）

・報告1 市街化調整区域における地区計画の提案について（錦織北二丁目地区）

都市計画法第21条の2に基づき提案のあった標記の地区計画について、以下のとおり報告しました。

位置	： 錦織北二丁目及び錦織北三丁目地内
建物用途	： 工場
面積	： 約1.1ha
地区施設	： 緑地

・その他1 議事録ウェブサイトへの公開について

議事録ウェブサイトへの公開に併せて、議事要旨、議案書、資料についても公開する旨、報告しました。

報告（大阪府決定）

・その他2 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南部大阪都市計画区域マスタープラン）の変更に対する参考意見について

前回の本審議会において、意見なしで答申した南部大阪都市計画区域マスタープランの変更について、以下のとおり大阪府に参考意見を回答した旨、報告しました。

「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を運用していく中で、大阪府の広域行政体としての調整機能に期待します。